

評価結果反映報告書

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの令和4年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

令和4年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和5年度の業務運営等への反映状況
●アフターコロナを見据えた医業収入の一層の確保や、物価高騰の影響も踏まえたコスト管理の体制強化に向けた更なる取組が求められる。	・各診療科の診療実績に基づいた経営分析を行うとともに、これをセンター内で毎月報告、共有して収支改善に向けて検討した。また、施設基準の新規届出に係る要件の確認や、届出済みの施設基準の維持に必要な実績の達成状況についても、定期的に確認している。 ・これらの取組を通じて、令和5年度においては、S C Uの増床により脳卒中患者、脳血管障害の症例を積極的に受け入れたほか、看護職員夜間12対1配置加算1、画像診断管理加算2、看護補助体制充実加算など、より上位の施設基準を取得するなど、収入の確保に努めることができた。 ・また、積極的な紹介患者の受入れなど地域連携を推進してきたことから、令和5年8月に紹介受診重点医療機関として公表され、さらに令和6年3月に地域医療支援病院に承認されるなど、アフターコロナを見据え、収益の安定的な確保を図っている。 ・一方、診療材料費や薬品費のコスト削減のため、ベンチマークシステムを活用し、医師やコメディカルと連携して安価な製品への切り替えを行っている。 ・また、複数の放射線医療機器の保守契約を包括的に行うことにより、保守費用のコスト削減も図っている。 ・さらに、高額医療機器の緊急の購入に当たっては、会議の場で必要性を確認するとともに、複数回の見積の徴取を行うなど、より安価に製品を購入するよう努めるなど、コスト管理の徹底を図っている。
●患者満足度の更なる向上を目指した患者中心の医療の実践が求められる。	・患者から寄せられた要望・意見等については、速やかに対策を検討して病院幹部会で報告を行うとともに、改善状況のモニタリングについても会議で報告するなど、組織を挙げて患者サービスの向上に努めた。 ・また、代表電話がつながりにくい状況を改善するために電話回線の増強を行ったほか、初診予約待ち日数の短縮に向けて、診療科別の待ち日数を共有し、必要に応じて予約枠の拡充を行った。さらに、コロナ禍の終息状況を踏まえ、面会制限の段階的緩和を図るなどしてきた。 ・こうした取組の結果、入院患者満足度は令和4年度の86%から89%に向上するとともに、外来患者満足度は令和2年度（令和3、4年度はコロナ禍で調査を休止）の87%から91%に向上した。

【参考】地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。